

平成23年第5回平群町議会  
定例会会議録（第3号）

招集年月日	平成23年9月16日
招集の場所	平群町議会議場
開会（開議）	9月16日午後2時1分宣告（第3日）
出席議員	1番 井戸太郎                      2番 戎井政弘 3番 奥田幸男                      4番 森田勝 5番 植田いづみ                    6番 山口昌亮 7番 高幣幸生                      8番 窪和子 9番 山田仁樹                      10番 下中一郎 11番 繁田智子                      12番 馬本隆夫
欠席議員	なし
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 岩崎万勉 副町長 山中淳史 教育長 森井恵治 会計管理者 瓜生浩章 総合政策課長 今村雅勇 総務財政課長 西本勉 税務課長 経堂裕士 住民生活課長 城光良 健康保険課長 水谷隆英 福祉課長 塚本敏孝 経済建設課長 植田充彦 監理課長 上田武司 教育委員会総務課長 岡田仁 上下水道課長 森岡博續
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 西脇洋貴 主幹 森田アイ子 主任 竹村恵
町長提出議案の題目	第1号に同じ
請願	第1号に同じ
議員提出議案の題目	発議第11号 原発からの撤退と自然エネルギーへの転換を求める意見書（案）
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成 23 年第 5 回 ( 9 月 )  
平群町議会定例会議事日程 ( 第 3 号 )

平成 23 年 9 月 16 日 ( 金 )  
午後 2 時開議

- |        |          |  |
|--------|----------|--|
| 日程第 1  | 認定第 2 号  | 平成 22 年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について<br>( 決算審査特別委員長報告 )            |
| 日程第 2  | 認定第 3 号  | 平成 22 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について<br>( 決算審査特別委員長報告 ) |
| 日程第 3  | 認定第 4 号  | 平成 22 年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について ( 決算審査特別委員長報告 )         |
| 日程第 4  | 認定第 5 号  | 平成 22 年度平群町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について ( 決算審査特別委員長報告 )           |
| 日程第 5  | 認定第 6 号  | 平成 22 年度平群町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について ( 決算審査特別委員長報告 )          |
| 日程第 6  | 認定第 7 号  | 平成 22 年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について<br>( 決算審査特別委員長報告 )    |
| 日程第 7  | 認定第 8 号  | 平成 22 年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について ( 決算審査特別委員長報告 )          |
| 日程第 8  | 認定第 9 号  | 平成 22 年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について ( 決算審査特別委員長報告 )           |
| 日程第 9  | 認定第 10 号 | 平成 22 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について<br>( 決算審査特別委員長報告 )    |
| 日程第 10 | 認定第 11 号 | 平成 22 年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について<br>( 決算審査特別委員長報告 )     |
| 日程第 11 | 認定第 12 号 | 平成 22 年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について<br>( 決算審査特別委員長報告 )    |
| 日程第 12 | 請願第 4 号  | 小学校再編成の早期実現を求める請願書<br>( 文教厚生委員長報告 )                        |
| 日程第 13 | 発議第 11 号 | 原発からの撤退と自然エネルギーへの転換を求める意見書 ( 案 )                           |
| 日程第 14 |          | 委員会の閉会中の継続調査の件   |

再 開 （午後 2時01分）

議 長

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、平成23年平群町議会第5回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

議 長

経済建設課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

経済建設課長。

経済建設課長

失礼します。

それでは、1点、御報告をいたします。

これまでも議会で説明を申し上げてまいりました櫛原農地改良事業につきまして、去る9月1日付で森林法並びに採石法に基づく県の許可、認可がなされました。

今後につきましては、県と連携を持たせる中で事業の進捗を見守るとともに、協定書を順守し、適正に事業執行されるよう事業主に行政指導を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。議事日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 認定第 2号 平成22年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第2 認定第 3号 平成22年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 認定第 4号 平成22年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定第 5号 平成22年度平群町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定第 6号 平成22年度平群町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第 7号 平成22年度平群町農業集落排水事業特別会計歳

入歳出決算の認定について

日程第 7 認定第 8 号 平成 22 年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出  
決算の認定について

日程第 8 認定第 9 号 平成 22 年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決  
算の認定について

日程第 9 認定第 10 号 平成 22 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳  
入歳出決算の認定について

日程第 10 認定第 11 号 平成 22 年度平群町後期高齢者医療特別会計歳  
入歳出決算の認定について

日程第 11 認定第 12 号 平成 22 年度平群町用地先行取得事業特別会計  
歳入歳出決算の認定について

以上 11 件を会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

本案 11 件については決算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。はい、山口君。

決算審査特別委員長（山口昌亮）

決算審査特別委員会委員長報告を行います。

去る 9 月 6 日に開催されました平群町議会第 5 回定例会の本会議において付託を受けた平成 22 年度平群町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算の認定 11 件について、9 月 7 日に開催した本委員会での審議内容と審査結果を報告します。

認定第 2 号 平成 22 年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額 7 億 2 億 3 億 2 億 4 万 5, 8 2 6 円、歳出総額 7 億 7, 7 0 7 万 3, 2 3 9 円で、形式収支は 1 億 2, 6 1 7 万 2, 5 8 7 円の黒字、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は 1 億 4 億 7 0 万 1, 5 8 7 円の黒字決算となっています。

決算認定の審議に当たっては、歳出は款ごとに、歳入は一括して審議しました。

審議の主な内容は以下のとおりです。

議会費、総務費の質疑では、本庁舎の宿日直の業務について年度途中から委託しているが、どのようなメリットがあるのかとの質問があり、経費は若干増えるが、職員の負担軽減による健康管理と宿直の安定した体制づくりができることでメリットがあったとの答弁がありました。

自主防災組織結成支援補助金の用途の質問には、5 団体が結成され、そのうち申請のあった 2 団体に補助金を支払ったとの答弁がありました。

臨時職員の雇用期間についての質問には、基本的には地方公務員法第 22 条

によって半年雇用、更新1回が原則で、最長1年となっているが、保育士など資格職は、現場の状況を配慮しておおむね3年という雇用もあるとの答弁でした。

庁舎の修繕費が前年度より下がっている理由の質問には、公用車の買いかえによるものと答弁、職員給与のラスパイレス指数の質問には、21年度は92との答弁でした。

不用額について、一般会計全体で1,000万円以上が5件あるが、予算計上の積算が甘いのではとの質問には、設計金額が予算計上されているため、入札差金として不用額が出ているとの答弁でした。

広報マイタウンについて、お粗末と言うか、紙も悪いし、批判があるが、いまのまま続けるのか、少しお金を出してましなものにするのかとの質問には、可能な限り予算の確保に努めたいとの答弁でした。

土地開発公社からの買い戻し額は244万895円だが、この用地の同公社の簿価は3,254万円で、端数にも満たない。差額の損失は公社で埋めるようだが、それでやっていけるのか。また、この責任の所在についての質問には、公社の経理基準の改正で特定土地という概念が新たに示され、買い戻しはそれまでの簿価処理から時価処理になったことによるもの。ただし、公社の余剰金の範囲で特定土地化して、損失分を公社で持つという方針。責任問題は一つ一つの事業用地の具体的検証は必要との答弁でした。

戸籍住民基本台帳費の備品購入費で、3万円の不用額が出ていることについては、購入予定の本を北和連絡協議会が負担したためと説明。これに対し、せっかくの予算、職員のスキルアップに役立つ本を買うことも考えてはとの質問には、今後検討していきたいと答弁。このほか、コミバスの利用人数について、年間2万5,342人で、西山間ルート1万948人、南部ルート1万4,394人との答弁がありました。

民生費については、学童保育所の入所人数について、値上げ等もあったが、かなり人数が減っていることをどのように分析しているのかとの質問があり、児童数の減は値上げのこともあるが、値上げしても他町より飛び抜けて高いということではないと答弁。しかし、逆に特色や独自性がなく、魅力がなくなり、学童に入れてまで働きにいくメリットが少なくなったと思うが、どうかとの質問には、値上げ後、児童数の月平均は21年度が129名、22年度は131名、23年度直近は144名と徐々に伸びているとの答弁がありました。

高令者文化・スポーツ振興交流事業の補助金が、前年度の30万4,000円から24万5,000円に減った理由については、単価が9,500円から7,000円になり、スポーツクラブが一つ減って3クラブに、文化クラブが

28から30になったことによるものとの説明がありました。また、各クラブへの補助の方法について、スポーツ関係と文化関係のクラブの違いなど、それぞれの実情に応じて考える必要があるとの指摘には、スポーツクラブが減っている点も含め、各クラブの実態確認もして対応していく旨の答弁がありました。

緊急通報装置設置がゼロ円については、22年度から、それまでの所得に応じて一定額を個人負担する形から、町が一斉にリースする形に切りかえたため、本来この項目の予算は削除すべきものだったと説明。老人福祉の地域介護福祉空間整備補助の支出先については、スプリンクラーが3事業所、消防署へ通報する火災報知器が2事業所との説明がありました。

社会福祉総務費で措置している社会福祉協議会への補助金について、同協議会の経営と関連した質疑があり、同協議会も経営努力しているが、22年度決算では、基金を1,700万円取り崩すなど厳しい状況にある旨の答弁がありました。

プリズムへぐりの建築設備検査委託料が、21年度5万2,500円まで下がっていたのが、9万円になっている。その他の施設でも同様との指摘に、関係課合同で入札している。22年度は、基準が変わったことで単価が上がったと業者から聞いていると答弁。しかし、他の市町村では、基準が変わってもそのまま努力している。しっかり精査をとる意見が述べられました。

人権交流センターの特殊建築物点検委託料がゼロ円になっていることについて、法律的に執行することが求められていると思うがどうかとの質問には、予算計上した後、東館（旧児童館）を2年間休館することになったので、予算執行しなかった。法的な罰則規定はわからないが、指導が入る可能性はあるとの答弁でした。

衛生費では、保健衛生関係の負担金が年度により変動していることについての質問があり、郡山保健所管内の協議会負担金は、一部の市町村が支払えないということで、全市町村が支出しないということになった。その他は、人口割などそれぞれの基準で積算されている旨の答弁がありました。

予防費が626万円の予算に対して、385万円もの不用額があることをどのように分析しているのかとの質問には、子宮頸がん予防ワクチンを国が大々的に広報していたことも考慮して予算を組んだが、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンで医療事故があり、厚生労働省から予防接種を見合わせてほしいという要請があった。また、日本脳炎も全面的な予防接種の予定が、限定的なものになったことなどが影響した旨の答弁がありました。

子宮頸がん予防ワクチンの接種率は、中学3年生が64%、高校1年生が70%弱で、接種率が低い。もっとPRすべきとの質問には、子宮頸がん予防ワ

ワクチン接種が、国の補助基準に基づき全国の市町村で実施されたため、ワクチンが不足するというので、国から1回目を接種した方のみに2回目をするということになった。23年度になってワクチンが量産され、7月20日からすべての方が接種できるようになった。今後、広報に努めたい旨の答弁がありました。

清掃センターの焼却炉運営委託料が予算より多くなっていることについての質問には、焼却炉の補修、損傷によって時間外の運転が566時間あったことによるものと説明がありました。

し尿の今後の処理量をどのように見ているかとの質問には、公共下水道への接続で減っていくとの説明だけで、具体的な数字の答弁はありませんでした。

不法投棄パトロールの委託料が予算の半分以下になっていることについては、入札で半分の金額で落ちたためと説明。これは緊急雇用対策での国の交付金、全額使い切ることができなかったのかとの質問には、当初の事業計画に基づいた実施で、これ以外には使えないとの答弁がありました。

地域猫避妊去勢事業助成金がゼロ円、野良猫がいなくなったのか、申請がないのかとの質問には、申請は1件あったが、助成基準にならなかった旨の答弁がありました。

労働費では、失業対策費で臨時職員として雇用した人数の質問があり、雇用人数は延べ11名、実数4名で、平群町住民は延べ2名、実数1名と説明。臨時職員に貸与している作業着について、被服貸与規程に基づいてきちんとやってほしい旨の意見がありました。

農林水産業費では、農林業振興費で地域ブランド商品開発の業務委託として612万9,000円、具体的な成果はとの質問があり、ブランド開発は国の交付金事業のふるさと雇用事業で実施しているもので、成果は黒豆の作付による黒豆煮、未完成だがウリを栽培して奈良漬の商品化を目指している、中華料理の食材として使われるマコモダケを秋に収穫すると答弁。また、ふるさと雇用事業は22年度で終わっているが、今後の展開も検討したい旨の答弁がありました。

遊休農地を借り上げて住民に貸し出すふれあい農園をもっと増やす考えがあるかとの質問には、全109区画すべて使用していただいている。いま把握している条件のよい遊休農地はほぼ利活用されているが、利用者のニーズがどんどんあるということであれば、今後農業委員会とも相談して対応したい旨の答弁がありました。

商工費では、観光費の信貴山iセンターへの補助金が本年度で終わるが、今後の考えはとの質問に、金銭的な支援はないが、活動の支援はしていくと答弁。

上庄地区の紀氏神社隣接地に計画しているホテルの里整備事業について、計画図は公園のようだが、管理はどうなるのかとの質問に、神社南側の1,400平方メートルの町有地を公園整備し、公園へのアプローチ関連や附帯整備も必要で、最小限の費用負担は発生する。維持管理については、基本的に町で行うが、管理方法については、今後地元協議をして決めていきたいとの答弁がありました。

工事の発注について、災害の復興時に大きな役割を果たす町内業者をどのような考え方で選定しているのかとの質問には、基本は地元業者優先だが、できない部分とか業者数が少ない場合は、町外からも入ってもらおうと答弁。発注工事の事故の状況については、22年度は1件で、発注先業者の社会保険等への加入状況についても確認して発注しているとの答弁がありました。

町内業者の数の変動とランクづけについての質問には、業者数は若干減り、ランクは土木で、A級3、B級6、C級5、D級4、E級22の計40業者との答弁がありました。

老朽化した町営住宅の今後の対策についての質問には、昨年から老朽住宅入居者の意向調査を実施したが、いまのところがいいとの回答や払い下げ、転居希望があった。払い下げについては県と協議して検討していくが、強制的に移っていただくとか、建てかえるからその計画に乗っていただくとかできないので、粘り強く対応したい旨の答弁。町は、最低でも老朽化した住宅の耐震診断をすべきとの意見がありました。

既存木造住宅耐震事業補助金、当初1件分50万円の予算があったが使われなかった理由の質問には、耐震改修の募集をしたが、申し込みがゼロだったと答弁。耐震改修補助の前提となる耐震診断補助については、22年度は7件との答弁でした。

駅周辺整備事業の執行状況についての質問には、予算ベースで21年度が22年度へ、22年度が23年度へ繰り越し、当初計画より若干遅れているとの答弁がありました。

住居表示事業の必要性についての質問には、平成18年から財政も含めて保留している。今後は、財政状況も見ながら進めたい旨の答弁がありました。

教育費では、外国語活動実践研究事業費がゼロ円、やらなかったのかとの質問に、南小学校で21年度と22年度の2カ年、文部科学省の100%補助事業で予算計上したが、国の事業仕分けで事業廃止になったため、22年度は予算執行しなかったと答弁。一般財源を使ってもやろうという気はないかとの質問には、現在、小学校5年、6年で英語活動が義務化され、ALTを活用した授業を推進しているとの答弁がありました。



就学奨励費の実績についての質問に、小学校の準要保護が91名、要保護が3名、特別支援学級が15名、中学校は準要保護が36名、要保護が5名、特別支援学級が4名との答弁でした。

青年団の運営補助金がゼロ円になったのはなぜかとの質問に、交付要綱にあわないということではなく、補助金を交付するために必要な書類が提出されなかったためとの答弁がありました。

学校給食センターの光熱水費が予算より70万円くらい多くなっているがとの質問に、漏水があり、その発見に時間がかかったことによると答弁。米飯給食の質問には、委託単価は変わらないが、食数が小学校2,869、中学校3,898、それぞれ減と答弁。残飯などの汚泥処理委託が前年度より多くなっている要因については、トン当たりの単価が前年度の3万6,750円から、22年度4万4,000円に入札で上がったこと、処理費が前年度の1万857キロから1万5,884キロに増加したことと答弁がありました。

公債費では、22年度末の普通会計の地方債残高について質問があり、101億円との答弁がありました。

歳入では、歳出の不用額3億8,000万円の中で、歳出減に連動して減る歳入の金額についての質問には、歳入全般では正確な数字は出していないが、例えばふるさと雇用や緊急雇用の事業では、予算が9,353万7,000円、決算が7,943万7,000円で、歳入歳出とも1,400万円の乖離が出る旨の答弁がありました。

焦げついている特別土地保有税をどのようにしようとしているのかとの質問に、既に地方税法に基づいて執行停止を2年半前に決議し、また、不動産担保抵当権に優先する不動産をことし11月に、昨年に続いて県の一斉合同公売に付して何とか整理したい。来年3月末には3年目を迎え、税法に基づいて不納欠損処理をしていくことを考えている旨の答弁がありました。不納欠損についての質問には、1,120万5,740円の欠損額の内容として、破産や本人死亡と相続放棄などによるもので、税法の規定に基づいて処理したと答弁しました。

町民税が減収になったことをどのように分析しているのかとの質問に、1,000万円以上の所得者が減り、100万円から200万円所得が増え、多いところの所得と少ないところの所得が逆転したこと、所得割の納税者数が前年度8,620人から8,463人に157人減り、給与所得者も230人減っている旨の答弁がありました。

給与所得者の減は、若い世代が転出しているということか、年金所得者が増えたからなのかとの質問には、年齢層による所得調べのデータは持っていない

との答弁でした。

当初予算と比較して、町民税などの自主財源が1億8,000万円ほど減り、地方交付税などの依存財源が4億3,000万円ほど増えているがとの質問に、自主財源は当初予算が42.86%、決算が38.47%、依存財源は当初予算57.14%、決算が61.53%と変化している。その要因は、町民税が5,000万円程度の減、交付税や国・県支出金が伸びていることによるものとの答弁がありました。

個人住民税が大幅に減る状況の中で、自主財源を確保するためにどのような対策を立てているのかとの質問には、現在進めている行財政改革、新財政健全化計画をやっていくことで町を活性化させて人口減を減らし、活気あるまちをつくり税収を伸ばしていく、規制緩和の課税自主権も検討したい旨の答弁がありました。

保育園の保育料が、前年度比550万円、12%も減っている原因についての質問には、人数はさほど変わらない。保育料は保護者の所得割で決まるので、そちらの減と考えるとの答弁でした。また、個人住民税と保育料が大幅に減少している結果は、若い人たちの収入が大幅に減っていると考えられる。その対策はとの質問には、若年層の町外流出を防ぐ手だてや町内での雇用、企業誘致等を、今後考えていかなければならないとの答弁がありました。

寄附金の内訳についての質問には、一般寄附金が平群町地域振興センターから850万円、信貴山朝護孫子寺から100万円、奈良県広域地場産業振興センターから財団法人解散に伴う清算金3万円、福祉事業寄附金が平群町経済クラブから11万3,000円、教育費寄附金が個人数名から20万1,954円、ふるさと納税が1件10万円との答弁がありました。

当初予算で1,000万円計上していた土地売払収入がゼロ円、西向、若葉台、下垣内の町有地の売却との説明だったがとの質問に、鑑定の子備的なもので、当初鑑定より2割ほど額が下がるということで、もう少し地価の状況も見る中で売却を見合わせたとの答弁でした。

討論では、22年度当初予算には、起債残高が101億円にもなること、若い世代の定住促進施策も踏まえていないことなどから反対した。しかし、本決算は依存財源に恵まれたこともあって、結果的に単年度で2億円以上の黒字になり、長年の赤字団体から脱却したという結果から、特に反対すべきでもないという判断から、認定に賛成する旨の意見がありました。

この結果、認定第2号については全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第3号 平成22年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出

### 決算の認定について

決算額は、歳入総額 5,921万9,384円、歳出総額 8,132万1,006円で、歳入歳出差し引き 2,210万1,622円の赤字決算となっています。

質疑では、国へ返還する公債費残高と滞納の状況についての質問がありました。これには、公債費残高が1億6,972万5,000円で、滞納額は1億3,930万4,532円と答弁。滞納対策として、抵当権の設定や公正証書をまくなどの方策をとってきた。現在も、簡易裁判所への調停申し立て1件、競売申し立て2件を行っているとの答弁がありました。

討論はなく、認定第3号については全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

### 認定第4号 平成22年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額 23億5,484万4,296円、歳出総額 22億3,508万1,272円で、歳入歳出差し引き 1億1,976万3,024円の黒字決算となっています。

質疑では、一般療養給付費が前年度より若干下がっているが、どのように分析しているのかとの質問がありました。平群町の国保加入者は、75歳になって後期高齢者医療に加入する人数と、新たに国保に加入される人数がほぼ同数。その中で、医療費の割合は、高齢者が増えて若い方が減っている。一般の被保険者の医療費は減り、前期高齢者の医療費が高くなっている。これが、一過性のものか、今後も続くのか検証しなければならないとの答弁がありました。

特定健康診査の受診率が下がっている要因についての質問には、20年度から始まり20%、21年30%、22年40%という目標があるが、当初31.5%、21年27.7%、22年26.8%と年々下がっている。金銭的な問題でなく、医者にかかっている方が検診を差し控えていることもある。受診勧奨や啓発をやっているが、受診率アップにつながっていないとの答弁がありました。

受診率が上がらなければペナルティがあると聞くがとの質問には、制度創設から5年後の平成25年度から、いま二億数千万円払っている後期高齢者支援金分の10%の範囲内で、目標をクリアしたら安くなり、できなかつたら高くなると言われているが、国から詳細な情報は流れていないとの答弁がありました。

当初予算では、4,000万円の未確定財源があったが、決算では6,000万円の基金を積んで繰り越しが出ている。予算からすると1億5,000万

くらい乖離。予算編成に問題があるのではとの質問には、予算編成をする10月ごろは、医療費が4ないし5カ月分ぐらいしかわからない。医療費がどうなっていくかわからない状況で、通年決算見込みの7%から9%の伸びで予算を組んでいる。前期高齢者交付金など二、三月に数字が示され、議会に間に合わないとの答弁がありました。

討論では、平成19年度7,700万円の赤字だったのが、3年間で1億8,500万円の黒字になった。国保税の値上げについては、後期高齢者の支援金の割り増しだとずっと答弁されたが、他の保険からの繰り入れ分などが明確でないので、様子を見るべきと指摘した。3年間でこのような結果になったことから、この決算は認定できないとの反対意見がありました。

一方、互助制度は世界にもまれ。日本が先端を切っていると聞いている。破綻すれば大変なことになる。今後行政の側に立って、真剣に考えなければならないので、今回は賛成するとの意見がありました。

採決の結果、賛成多数により認定第4号は認定すべきものと決定いたしました。

認定第5号 平成22年度平群町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額823万867円、歳出総額823万867円で、歳入歳出差し引きゼロ円となっています。

質疑も討論もなく、全員異議なく認定することを決定いたしました。

認定第6号 平成22年度平群町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額3億6,951万498円、歳出総額3億5,954万2,751円、歳入歳出差し引き996万7,747円の黒字で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は290万6,822円の黒字決算となっています。

質疑では、し尿運搬処理も非常に高くつくことから、一日も早く公共下水道を完成しなければならないが、進捗率はどうなっているのか、生駒郡の中での普及率はどれぐらいかとの質問がありました。普及率は13.2%、その中の水洗化率は75%、生駒郡での順位は最下位との答弁でした。

討論はなく、全員異議なく認定することに決定いたしました。

認定第7号 平成22年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額3,520万7,932円、歳出総額3,520万7,932円で、歳入歳出差し引きゼロ円となっています。

質疑では、接続率についての質問があり、対象件数90件に対して、接続済み42件との答弁がありました。

討論はなく、全員異議なく認定することに決定いたしました。

認定第8号 平成22年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額7,518万5,841円、歳出総額7,484万5,134円で、歳入歳出差し引き34万707円の黒字決算となっています。

質疑も討論もなく、全員異議なく認定することに決定いたしました。

認定第9号 平成22年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、保険事業勘定では、歳入総額11億6,803万4,406円、歳出総額11億6,289万8,879円で、歳入歳出差し引き513万5,527円の黒字決算となっています。

介護サービス勘定では、歳入総額907万4,952円、歳出総額846万1,865円で、歳入歳出差し引き61万3,087円の黒字決算となっています。

質疑も討論もなく、全員異議なく認定することに決定いたしました。

認定第10号 平成22年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額35万9,074円、歳出総額35万9,074円で、歳入歳出差し引きゼロ円となっています。

質疑も討論もなく、全員異議なく認定することに決定いたしました。

認定第11号 平成22年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額2億3,189万9,091円、歳出総額2億3,048万691円で、歳入歳出差し引き141万8,400円の黒字決算となっています。

質疑も討論もなく、全員異議なく認定することに決定いたしました。

認定第12号 平成22年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額8億3,606万4,908円、歳出総額8億3,606万4,908円で、歳入歳出差し引きゼロ円となっています。

質疑では、用地先行取得債の残高についての質問があり、12億6,000万円程度残っているとの答弁がありました。

討論はなく、全員異議なく認定することに決定いたしました。

以上が当委員会に付託を受けました審議の結果であります。以上、決算審査特別委員会の委員長報告といたします。

平成23年9月16日  
決算審査特別委員会  
委員長 山口 昌 亮

以上です。

議 長

ありがとうございました。

これより順次質疑、討論、採決を行います。

まず、認定第2号 平成22年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。山口君。

6 番

平成22年度一般会計決算の認定については反対をいたします。理由を述べます。

本決算は、平成22年度単年度が約2億3,800万円の黒字、前年度までの累積赤字1億3,344万円を解消して、逆に1億400万円の黒字となった、こういうものです。20年度1億6,800万円、21年度2億200万円、この過去2年間の黒字とあわせて20年度から22年度までの3年間だけで、収支は6億800万円の黒字です。黒字になったことがいいとか悪いとか言うつもりはありませんが、この主な要因はですね、国や県からのさまざまな交付金がありました。これが、3年間で約3億5,000万円、若干先ほどの報告の中にもありましたように、事業を満額やってない場合、全額もらえませんが、若干数字は変わりますが、ほぼ3億5,000万円の金が国や県から来ている、これが1点。

それからですね、地方交付税が、平成15年からずっと、小泉内閣の中で減らされてきたんですが、平成19年に底を打ち、その後、20年、21年、22年、23年度と、特に22年度までは年々増えてきている。この3年間で

すね、19年度をベースと言うか、基点にして増えた分を言いますと、約6億3,690万円。それとですね、20年度に強行された住民負担増、特に一番大きいのは固定資産税の超過税率、これは割り戻せばですね、年間1億円程度で、3年間で3億600万円の増税、収入が増えている、こういうことになります。さらにですね、職員給与カット、今回出された資料の中でも19年度と22年度を比べれば、職員の皆さんの給与が1億2,000万円ほど少なくなっている。

こういうことが主な理由としてですね、黒字になった。もちろん、一般会計の実質収支がですね、黒字になったことは結構なことです。しかし、議案の審議でも明らかなようにですね、固定資産税や国保税の大幅増税、それに学童保育料の大幅な引き上げ、さらに高齢者の福祉や子育て支援、平群独自のものをすべて引き下げる。その平成20年度以降、個人住民税が大幅に減っているということが、これも今度の議会の中でも明らかになりました。これは、平群町の住民の所得が減ったこと、また人口が減少したことによりますが、その一つの要因はですね、いま言いましたように、近隣町村に比べて負担が多くサービスが低い。こういうことが、平群町の人口がどんどん減っていつている、そういう要因にもなっています。

住民負担増や福祉切り捨て、サービス低下といった、こういう後ろ向きの行政ではですね、いま述べましたように、住民所得が低下し、町税収入が減り、この3年間は国からの手厚い交付金とかがありましたけれども、今後ないようでありますから、また財政が悪化すると。だから、また住民の皆さんに負担を求める。こういう悪循環に陥る。負担を求めれば、また住民の皆さんが平群町から出ていったりですね、また収入が減ったりする中で、さらに税収が減るとい、こういう悪循環に陥るのではないかと、このように考えます。

このように、その中でですね、私ども日本共産党は、この間一貫して、住民の皆さんの暮らしを圧迫する住民負担増と福祉切り捨てが、いま言いましたように、町財政にも悪影響を及ぼしていることを指摘してきました。

しかし、この本決算でも、いま言いましたように、これからは抜け切れていない、こういうことだというふうに考えています。今回の、これは決算の審査ではありませんでしたけれども、今回の議会の中で、子どもの医療費の無料化や、さらに去年、ことしと行われている子どもたちのさまざまな予防ワクチンの助成の継続といったことに対する町当局の答弁でも、住民の子どもたちの命と健康を守るとい非常に強い要望があるにもかかわらずですね、そのまま続けるとか、拡充するとかという答弁には至っていません。そういう姿勢もですね、やっぱりいまの平群町の行政実態があらわれているのではないかと、この

ように思います。

そのように、いま述べましたように、こういう行政姿勢をですね、いまずぐにでも改めていただきたい。こういうことを指摘ですね、決算については既に予算執行された後のことですから、反対しても賛成しても既に終わっていることですけれども、この3年間の執行の状況というのは、そういうふうに住民の目線ではなかった。こういうことがはっきりとしていますので、この認定には反対をいたします。

以上です。

議長

ほかにございませんか。はい、高幣君。

7番

22年度一般会計の決算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

いま種々反対討論の中になりましたこと、これも私は十分理解はいたしております。しかし、私ども平群町として久々の黒字、そして累計黒字と、こういうふうなことが出てまいりましたので、私は、これは賛成すべきであろうと思います。

ただし、御存じのとおり、20年度、21年度、22年度と、この間政府のいろんな財政補助って言うんですか、そういうもので救われてきたことは事実でございます。ただ、昨今の状況を考えますと、やはりまた、23年度についてを考えた場合、皆さん方も御承知のとおり、東北大震災、そしてまた最近では紀伊半島の大災害、こういうことも考えますと、この23年度は非常に厳しい世の中になるのではないかと、私はそんなふうに見ております。

ただ、やはり、20年、21年、22年の国の経済の活性化のプログラムがこの平群町にプラスになったことは全く事実でございますので、ただ、これから23年度についても、引き続きこの黒字基調を続けていただくことを前提条件にいたしまして、またこの黒字基調に基づき、先ほどの反対討論にもございましたけれども、固定資産税問題等、やはり速やかにもとへ戻せるものはもとへ戻していく、こういうふうな姿勢を、平群町当局が考えていただかないといけないんじゃないかと思えます。

しかし、累積赤字を脱却して黒字になったということを踏まえれば、この認定については賛成をいたします。

以上です。

議長

ほかにございませんか。



「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第2号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決することに賛成の方、挙手願います。

賛成者挙手

議 長

賛成多数であります。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決しました。

認定第3号 平成22年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

ございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより、認定第3号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定する

ことに決しました。

認定第4号 平成22年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。森田君。

4番

平成22年度国民健康保険特別会計決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

平成19年度で7,740万の赤字だったものが、20年度では4,040万の黒字となり、単年度では1億1,780万の黒字になりました。平成22年度の当初予算では、医療費が年々増え続ける、負担が大きくなるとしてですね、歳入として、雑入3,940万を計上し、歳入欠陥が生じる、相変わらず国保会計が厳しいとの見通しの説明を受けました。

国保会計は、企業健保などからの流入、前期高齢者交付金の精算、医療費の伸びなど不確定要素の多い上の予算編成が難しいことは理解できますが、平成22年度決算では6,000万円の基金を積み立て、平成19年度の7,740万の赤字を消し込んでも1億1,980万の黒字となりました。平成20年度からすると、2億5,760万も国保会計が改善されたこととなります。これでは、税の公平さから言っても、住民納税者の理解と納得が得られるものではありません。

平成23年度からは資産割を全廃になり、また今年12月末までに国保税の抜本の見直しを検討するとの説明には、一定の理解はできるものであります。私自身、国民健康保険は世界に類を見ない住民納税者がお互いに支え合う皆保険制度であることから、国保会計は一定健全化に推移することが必要と認識しております。

しかし、岩崎町長や町当局から、平成20年度から後期高齢者医療制度の導入に当たり、国保会計から後期高齢者支援金分として1人約2万円の住民負担は増税じゃない。これは、あくまでも支援金での負担だと、一貫して説明、主張されてまいりました。その後の議論の中で、医療費が増加することによる国保会計の健全化との説明があり、その後また黒字に転換すると、将来のために備えるために必要だ。その理由が変わってきてまいりました。

国保会計の健全化するための住民負担増であれば、住民納税者や議会に対し、これまでの説明が間違っていました。謙虚に住民納税者に説明責任を果たし、真摯に謝罪すべきではありませんか。また、議論をする必要があると思います。

よって、このたびの平成22年度国民健康保険の決算の認定に反対せざるを得ません。

議長

ほか、ございませんか。奥田君。

3 番

この国保の認定4号には賛成をいたします。

と言うことは、黒字だからといって町民に返還したり、あるいは安くするということは、健全な国保会計を保っていくのに非常に危険であります。いつ、どんな流行性の病気が発生するかも不安であるし、そして我々のこの互助制度は世界にもまれと聞いております。日本が先端を切っていると聞いている、そういうふうな立派な健康保険をいつまでも健全にしたいと思っておりますので、今回は、この国保のこれには賛成したいと思います。

議長

はい、山口君。

6 番

日本の保険制度、国民健康保険制度っていうのは、よく互助制度というふう  
に誤解をされているんですが、戦後の国民健康保険法ではですね、社会保障  
制度としてですね、やっているということで、それははっきりしておかないとい  
けないと思うんです。だから、国のお金や県や町のお金も一定部分入ってで  
ね、運営されているということでもあります。

それはさておきですね、いま黒字になったからといって引き下げるものでは  
ないというような賛成討論ありましたけど、赤字になったらすぐ引き上げるの  
に、黒字になったら引き下げない。それはちょっとおかしいんじゃないかとい  
ことは、まず言うておきます。

本決算は、単年度で1億2,500万円の黒字、これは先ほど森田議員から  
ありましたように、20年度は1億1,800万円、21年度は1,400万  
円でしたが、でこぼこはありますけれども、この3年間で2億6,000万円  
の黒字なんですね。年間1億2,000万引き上げて、3年間でそのまま全部  
来たかどうかは別にして、来たとして3億6,000万円値上げしたんです。  
3億6,000万円の値上げのうち、2億6,000万が黒字ですよ。もう異  
常ですよ、はっきり言って。

これは、まあ私たちがこの間主張してきたように、後期高齢者医療制度の導

入、平成20年度からですけれども、これは国も小さい町村は、このことで国保財政はよくなることはあっても悪くなることはない、こう説明してたんです。いつもは国の言うことを非常によく聞かれる平群町の行政運営ですけれども、ここに対しては全くそのことには耳を貸さず、結果として年間1億2,000万円の増税をした。それがこの黒字につながった。このことは、もう何回も言ってるからいいんですけれども、むしろ、そういうことがあったわけです。

また、これはですね、その後もそのことを指摘したんですが、なかなか私たちの言うことは聞いてもらえませんでしたけれども、それで、平成20年度の国保の大増税がですね、基本的には間違っていたというのはこの3年間ではっきりしてたんです。で、今年度、資産割をゼロにするということで、これは私は英断だと思います。ですから、賛成もしましたし、こういう英断はですね、どんどんやっていただければいいんですけれども、ただ、22年度に限って言えば、本来ならもっと早くから値下げできた。それにもかかわらずですね、こういうことになって、たまたま医療費が伸び、たまたまと言うか、流れの中で医療費が伸びなかったという、そういう平群町の国保財政にとっては幸運だった部分ももちろんありますけれども、住民に負担増をして増えた分は、やっぱり速やかに、住民の皆さんの暮らしが大変なんですから、返していく。そういう姿勢が大事だったというふうに、私は思っています。

それと、町の国保会計の積算、要するに予算立てが基本的に間違っている。多く見込めば楽でいいでしょうけれども、負担させられる住民はたまったもんではないんです。そのこともしっかり考えてですね、この22年度の予算、それから予算の間違い、それが結果として決算ではですね、見事に明らかになったわけですが、そういう間違った町当局の責任は免れない。その点をしっかり反省していただきたい。こういうことも指摘してですね、本決算の認定には反対いたします。

議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

本案については、委員長の報告どおり決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

議 長

挙手多数であります。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決しました。

認定第5号 平成22年度平群町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第5号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決しました。

認定第6号 平成22年度平群町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第6号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決しました。

認定第7号 平成22年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第7号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決しました。

認定第 8 号 平成 2 2 年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第 8 号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決しました。

認定第 9 号 平成 2 2 年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第9号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決しました。

認定第10号 平成22年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第10号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決しました。

認定第11号 平成22年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり



議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。  
これより認定第11号について採決を行います。  
本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告どおり決  
することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定する  
ことに決しました。

認定第12号 平成22年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算  
の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。  
これより認定第12号について採決を行います。  
本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告どおり決  
することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決しました。

3時15分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2時56分)

再 開 (午後 3時15分)

議 長

それでは、休憩前に引き続き、再開をいたします。

(ブー)

議 長

日程第12 請願第4号 小学校再編成の早期実現を求める請願書  
は、文教厚生委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。はい、植田君。

文教厚生委員長(植田いずみ)

それでは、文教厚生委員会委員長報告をさせていただきます。

去る9月6日の平群町議会第5回定例会本会議におきまして、当委員会に付託を受けました請願第4号 小学校再編成の早期実現を求める請願書の審査結果を報告いたします。

当委員会には、請願代表者、紹介議員に出席をいただきました。

請願の趣旨は、平群町立小学校再編成アクションプランを早急に実現していただきたいことを求めるものです。

質疑では、小学校の再編成について、再編成検討委員会の答申(議会及び地域住民の意見を聴取し、理解と納得の上で実行されることが望ましい)を最大限に遵守する必要があると考えるが、現時点での町当局の見解を質され、中間報告会、住民説明会、PTAを中心とした懇談会等はできるだけ丁寧に行ってきたと考えるが、6月議会で補正予算が可決されなかった事実を考えると、すべて十分に取り組みができたとは言い切れない部分もあり、反省もしなければならないとの答弁がありました。

また、この問題についてはさまざまな意見があることから、全町民へのアンケート調査や公聴会、シンポジウムの開催、さらには住民投票など住民の意見

集約が必要ではと質され、いろんな形で住民の意見を集約し、分析することは大事だと考える。6月議会では、アクションプラン関連予算が否決され、事務作業が一時中断されているが、再編成自体は重要な課題であることから、教育委員会としても具体的な取り組みをできるだけ早い時期に示していきたい。その中で、どのような再編成が一番望ましいのかについては、引き続き考えていかなければならないとの答弁がありました。

アクションプランに基づく事務作業が一時中断されているが、臨時議会において、駅前開発との関係で、土地購入費八千数百万円の補正予算が通っている。仮換地指定は、23年度で終わらせたい旨の答弁があったが、シミュレーションでは東小の生徒数は減っていくのに土地を購入するのか。これは来年4月1日以降にアクションプランの事務手続きを再開されようとしているのかと質され、再編成するかしないかにかかわらず、東小学校の教育環境の整備をしなければならないことから、用地購入を提案させていただき、承認をいただいた。今後の具体的な取り組みについては、議会の承認をいただかないと、次の一手は提案できない現状にあるとの答弁がありました。

再度、八千数百万円で用地購入をするなら、本当にアクションプランを進める気持ちがあるのか、中断と言わず、きょうからでも頑張ってくださいと考えるのかと質され、アクションプランの基本コンセプトを変える考えはないので、多くの方々の御理解を得て進めていきたいが、今後については町長とよく相談していきたい旨の答弁がありました。

請願代表者への質問として、請願書を見ると、再編成の早期実現を求めるといことになっていますが、再編成を求めると、東小学校に3校を集約することを求める請願なのか質問され、両方を求めており、東小学校以外では場所的に不可能ではないかとの答弁がされました。

再編成問題に関連して、第5次総合計画の策定に当たり、小学校の跡地問題が質され、あくまで学校再編成は、第5次総合計画につながるけれども、よりよい教育環境の創造が基本と考えている旨の答弁がありました。

再編成検討委員会の答申として出された第1案の3校の通学に適切な位置での新設校の設置で、平群中央公園が財政面以外で不適当な理由を質され、法律面から学校への転用は可能ではあるが、都市公園を廃止して小学校の再編成(新設校)を、この土地を利用しなければならないというものではない。また、中央公園は非常にたくさんの方が利用している施設ということからも、町は不適当と判断したとの答弁がありました。

また、新築ではないが、大規模改修という手法で、第2案に限りない近い案として、アクションプランを提案している旨の答弁がされました。

討論では、アクションプランについて、町もこの間住民説明会や保護者との意見交換会も開催し、努力してきたことも理解できるが、町当局も認めているように、理解と納得を得るものにはなっていない。再編成検討委員会の答申を重視する立場から、再編成については住民合意が大変大事であり、これを最大限重視しなければならないと考える。小学校の再編成は、避けて通ることはできないが、子どもたちの将来とまちづくりに大きな影響を与えることから、時間をかけて討論を重ねることが非常に大切だとの反対意見や、アクションプランに関してはいろいろな思いがあり、賛否両論あって当然だと思う。ただ、議会として、6月に答えが出ている。町としてしっかりした態度で臨むと同時に、策を練り直す場合もあるかもしれない。いま性急にあって請願を採択すべきではないとの反対意見がありました。

世界や日本はグローバルの時代、世界へ企業が出ていく時代で、公用語は英語であり、小学校にもALTの先生を配置する教育環境をつくるためにも、2校にすべきと考える。また、いまある施設をどのように統廃合しながら、いま子どもたちの教育環境を充実させていくことを考えるときであり、広域7カ町でトップの高齢化の平群で、町税も減っている。少額な金で大きな住民サービスへの政策転換が求められる。25年から始まる第5次総合計画は、それも踏まえていかなければならないとの立場から、賛成意見がありました。

採決の結果、請願第4号は、挙手少数のため不採択すべきものと決しました。

以上が当委員会に付託を受けました請願の審査結果であります。よって、文教厚生委員会委員長報告といたします。

平成23年9月16日  
文教厚生委員会  
委員長 植田 いずみ

議長

ありがとうございました。

請願第4号の委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。植田君。

5番

私は、請願第4号については、反対の立場で討論をさせていただきます。

私は、6月の南小学校の存続を求める請願書の紹介議員をさせていただきました。このとき、南小の保護者の方々から教育内容や環境的なものも含めて、子どもたちにとって南小が非常によい環境にあり、この存続を強く求めていることがよく理解できたからです。少人数でも、1学年1クラスであっても、高学年が低学年の面倒を見て、学年を超えたグループ活動が非常に子どもたちの協力性、協調性を育て、クラスで起きた問題を試行錯誤しながら解決の道を見出している、このようなこともお聞きをさせていただきました。少人数であっても、豊かな教育内容の実践を行っている学校であります。何よりも、保護者や子どもたちなどが望んでいないアクションプランを進めることはすべきじゃないとの立場から反対をさせていただきます。

以上です。

議長

戒井君。

2番

私は、本請願書をぜひとも採択すべきであるとの立場で討論をいたします。

私は、去る9月8日の文教厚生委員会に紹介議員として出席し、委員の皆さんの審議ぶりを拝聴いたしました。私の感想ですが、委員会では、請願書を採択すべきか否かの議論はほとんど聞かれませんでした。もっぱら理事者側の対応、特に再編成検討委員会からの答申を受けてのアクションプラン作成過程についての疑問、不満が、また、6月議会での大規模改修に係る測量設計予算の否決、これはアクションプランの事実上の否定と受けとめられますが、それ以来の町当局、教育委員会部局の再編成についてのスタンスを質す質問に終始していたと受け取れました。委員会の本来の議題からは、関連は当然していることは否定しませんが、的外れの議論だったと思います。

そもそもは、平群町の将来を担う子どもたちの教育環境をよりよい環境に整備しておこうとの、そのための学校規模は、そして再編成はどう進めるべきか、これが議論の原点であったはずでした。そして、この問題についての意見の違いから、片方で南小学校の存続を求め、一方で再編成を急ぐべしとの請願が出てきたんです。子どもたちの教育環境の視点に立てば、いずれがよりよい方策なのかを議論すべきではなかったのでしょうか。そのような議論であった委員会ではなかったと思います。

南小学校校区の父兄の方々の御不満はよくわかります。現在行われている南小学校の教育がいけないなどとは、だれも言うておりません。少人数、1学年単学級によさも否定しておりません。しかし、平群町の現在及び近い将来を見

たとき、現在の3校存続よりもっといい環境にすべきではないか。少子化がどんどん進むこれから、それは急ぐべき大切な方策ではありませんかとの請願書であったのであります。

ここで、私は声を大にして申し上げます。小学校再編成に係る問題を、本質的な議論から外れて、いわば感情論にすりかえてしまったのは、これを政争の具に利用した一部のグループの人たちであったと、あえて断言します。

町議会議員選挙前に、候補者全員にアンケートと称して一種の踏み絵を強要し、しかもこの結果を全町にではなく、南小学校校区にだけピラで配布し、候補者を色分けした事実。もちろん法的に何の問題もないのですが、政治利用であることは疑いのないことです。子どもたちの教育環境はどうあるべきかという、これからの町、まち、社会を左右しかねない基本的な命題を、政治に利用したことは断じて許されない行為です。当該のグループや追随した方々の猛省を求めるものです。

ともあれ、176名の請願書は採択され、2,206名の請願は委員会で不採択となりました。9月議会初日に、本請願書の提案理由説明で、署名者の数は重視してほしいとの発言がありました。その真意は、数をバックに町を二分する争いになることは本意ではないということでした。

民主主義の根幹は、多数決であることは言うまでもないことです。6月議会の結果から推測しても、またその原理に従っても、おそらくこの本会議でこの請願書、不採択になろうでありましょう。しかし、176が民意で、なぜ2,206が民意でないのか。署名してくださった皆さんの無念の思いは断ち切れないことだと思えます。

そこで、せめて本請願書採択に反対される議員各位にお願いをいたします。議員それぞれ、反対の理由がおありだと思えます。ぜひとも各人それぞれ、これをじっくりお述べいただいて、議事録にきちんと残されるよう切望いたします。

以上です。

議長

ほか、ございませんか。窪君。

8番

小学校再編成の早期実現を求める請願書については、反対の立場で意見を付して討論をさせていただきます。

文教厚生委員会でも述べさせていただきましたが、今議会に小学校再編成の早期実現を求める請願書2,300筆の提出に対して、暑い中での取り組みに敬意を表します。

承知のとおり、昨年12月には南小学校の存続を求める署名約800筆が議会に提出され、本年3月議会には請願書、6月議会にも同様の内容の請願書176筆が提出をされました。それぞれの立場で御意見が出ていることは、認識しなければならないということは理解をしていますが、私はこの間何度も町民の理解と納得を得ることが最重要であると発言をしてまいりました。

町もこの間住民説明会や保護者との意見交換会も開催し、努力されてきたことは理解できますが、質疑、応答では御理解と納得を得るものではなかったように受けとめております。対話が一番大事であると考えます。

平成21年6月23日に提言されました平群町立小学校再編成検討委員会の答申にも、議会及び地域住民に意見聴取し、理解と納得の上で実行されることが望ましいと考えますと明言されているように、私は住民合意が大事であり、これを最大限に遵守しなければならないと考えています。そして、双方の御意見を尊重するのであれば、さらに十分時間をかけて、住民の意見集約が必要であると考えます。

今後さらに少子化が進み、小学校再編成は避けては通ることができませんが、平群の子どもたちの将来とまちづくりに大きな影響を与えるため、時間をかけて検討を重ねることが非常に大切であるとの観点から、この小学校再編成の早期実現を求める請願書には、賛同をいたしかねます。

以上で反対討論とさせていただきます。

議長

高幣君。

7番

私は、6月議会で出た請願に反対をさせていただきました。

その後、7月の臨時会で、私の行為に対して辞職勧告決議案が出され、その時点で私自身がなぜ反対したのかという理由を申し上げております。あえて、もう一度申し上げます。

また、偶然な話でございますが、けさ7時15分に奈良は震度3の地震が発生しております。そして、皆さん方、御存じではないだろうと思いますが、詳細なるインターネットで見えておりますと、9時10分ぐらいですか、もう一度また、これは震度1ぐらいの地震なんですけれども、発生いたしております。

こういうふうに、いま世の中は非常に東日本大震災の後、この問題には過敏になっております。私も過敏になっております。そこで、皆さん方、御存じだと思いますが、国土地理院が発行しております平群町の地図には、平群断層というのが、線が引かれております。その線の先端は、南端ですね、南の端は南小学校の真横、ってことはグラウンドのところまで線が引かれていると、こう

いう事実を私が見ております。

非常に私自身は、阪神大震災の影響を心の中に受けておりまして、やはり、まちの人たちの安心・安全社会をつくると、これが一番大きな問題であると、こんなふうに私自身、心に植えつけておりますので、この平群断層という地図を見たときに、ものすごく恐ろしいという感じを持ちました。そこに小学校があるというのは、これはつくった当時には果たしてこの断層についてわかっていただこうかはわかりません。しかし、私はわかった以上は、南小の真横にあるそういうラインを見捨てるわけにはいけません。

そんな意味で、この再編に関して若干違う論点からでも、この再編はやっていくべきであると、こんなふうに考えております。

皆さん方、地震というものはいつ起こるかわからないんです、いま安心してますが。でも、きょう朝、偶然にも7時15分にそういう震度3が発生しております。ただ、平群は、公式で聞きますと1というふうに聞いておりますけれども、私の知り合いがきょう、平群の病院で受けた感じを言いますと、揺れたと、ビルが揺れたと、こんなふうに言っております。それぞれ、その観測地点によって違いますので、こういうところは非常に考えなきゃならない、そんなふうに考えております。

また、今議会でも、一般質問の中で、防災の問題が出ておりました。そして、平群町としても、防災計画をつくり直すということが公言されております。そういうふうな状況の中で、この再編問題については、二千何名の方々の御意見、これは私は十分尊重できると思うんです、中身は。

しかし、その観点とは別の観点で、この採択については賛成の立場で討論をさせていただきます。

ありがとうございました。

議長

ほか、ございませんか。山口君。

6番

先ほどの賛成討論の中で、1学年1クラスを否定するものではないというふうにおっしゃってるんですが、請願の中身はですね、1学年1クラス、それも1桁の学童数という状態を一刻も早く解消してって、まあこうなんです。それと、アクションプランの最大の眼目は何か。1学年複数クラスが子どもたちの教育環境にとって最大のもの、これは、あの中身を読めば、全部そこに貫かれているんです。だから、平群町内では、いまの子どもの人数からすれば、小学校は2校にするしかないんです、それが教育環境にとって一番大事だということになれば。その点で、いまそれを否定しない。1学年1クラスを否定し



ないということであれば、別に2校に集約する必要なんかなくなるんです。

これは、教育委員会が説明の中でもそのことをはっきり言っている。だから、そこが問題なんですよ、基本的には。だから、南小学校の多くの、ほとんどの保護者の方、それから南小学校区の多くの住民の皆さん、この方々がおっしゃっているのは、いまの南小学校の教育内容に対して非常に高く評価されているんです。

それから、これは、奈良教育大学の先生の言でもありますけれども、極端な話、1学年1クラス、1桁であったって、それが教育環境に悪いということは言えない。メリット、デメリット、できるだけ少ない人数のほうが良いという教育学者もいらっしゃいます。そういう点を見るならばね、初めっからその1学年複数学級でなければだめだという、そこが最大の教育環境なんだという、その考え方を脱却しない限りね、接点ないんですよ。

だから、教育学のことで論議すべきだと、こうおっしゃるんだけれども、この間の議論はそうじゃないんですよ。特に、アクションプランをつくる段階になってからは、財政の問題が一番絡んでるじゃないですか。教育環境を見る場合、この間の議論の中でも、場所の問題や通学路の問題、さまざまな問題も含めて教育環境っていうのは考えるべきなんですよ。その地域の問題、いまおっしゃった、もちろん活断層の問題も考えるべきであろうというふうに思いますよ。

だから、何が何でも南小学校をそのまま残せということではなくって、最初の議論でそういうことがあって、東に集約する。それも、建てかえではなく、建てかえではなくというのは、要するに検討委員会からの流れではなくですね、大規模改修という財政をできるだけ少なくという思いなんでしょうけれども、そういう集約の中でやられてきたということが、住民の中では納得できない。特にいま、南小学校で子どもたちを通わしてる保護者の皆さんにとっては、いまの学年単学級でも教育としては非常に評価されているわけですから、なぜそれをわざわざ解体して、狭いところに子どもを押し込めるのか。それが、どうして教育環境がよくなるのか、こういうことなんですよ。

だから、教育環境のことを全然議論してないというけれども、そうじゃないですよ。そこんところはきちんと議論してるんです。その中から出てくるのが、今回の委員会の中でもさまざまな議論をされてきたのは、そこから派生しているものなんですよ。だから、そこんところは、私は間違えてはいけないというふうに思うんです。

それから、ここにはですね、この間全然議論されてない幼保一体化や小中一貫教育、これだって、住民の中では賛成も反対もあるわけです。それも、それ

はもうそれがいいことかのようにですね、決めつけて書いてるじゃないですか。これなんかも全然議論せずに決めつけてるじゃないですか。何をもちょうそなのか、全然理解できない。だから、そういうことをね、一方的に主張するというのも、私はね、そらいろんな思いはあるんだとは思ってますよ。そこんところでも、非常に疑問に思います。

それとやっぱりね、子どもを通わしてる保護者の皆さんの意見っていうのは、やっぱり最大限、私は尊重されるべきと、そのように思いますので、6月議会では基本的に南小学校を存続させるいまのアクションプランは、町として撤回してですね、新たにつくるのか、撤回したままにするのか、それは町当局のほうの考えによるものですが、そこのところはやっぱり町当局のほうで考えていただくということで、この請願に対しては、署名された皆さんの思いはいろいろあるかとは思いますが、いまの時点で賛成できないですし、不採択にすべきだということで、反対いたします。

議長

ほか、ございませんか。

2番

議長、私の発言を引用するのにちょっと間違ったところがありますので、だめですか。

議長

いえいえ、もう戎井君。繁田君、どうぞ。

11番

賛成の討論を、当然させていただくわけですが、紹介議員ですから。ただ、いまやはり戎井議員の賛成討論の引用を少し間違えているようなので、そのところは訂正をしておかないといけないと思うんですね。

単学級のよさを否定しているものではないという御発言だったと思いますので、単学級がええんだということではなく、否定はしていません。そら、それぞれね、単学級にしる複数の学級にしる、どなたかが南小学校の存続を求める会か何かのアンケートに書いておられました、それぞれにメリット、デメリットはあると、ただ、そのメリット、デメリットを推しはかった場合に、やっぱりこちらのほうがいいたろうと。だから、ベストだとは言っていないんですね。ベターだと、ベターな選択だということを使うんです。神様でもない限り、これがベストだという言い方は、私はできないと思っていますし、だから、あくまでも現状をかんがみて、このベターな方策、こちらのほうがよりよいたろうとすることを、私たちは主張しているんであって、そのところはやっぱり誤った解釈をしないでいただきたいというふうに思います。

初日、本請願が上程されたときに、私、紹介議員として趣旨説明をさせていただきました。そのときに、先ほど戎井議員の発言の中にもありましたように、これ、数対数ではないんだということを、まず冒頭に申し上げたはずであります。ただ、短期間の間に2,300という署名が集まった、この背景にはそれだけのわけがあるということも、私はその場で御説明をさせていただきました。

南小学校というのは、当然皆さん御存じだと思いますけれども、南小校区の方たちだけの財産ではありません。平群町の財産です。平群町民全員の財産であります。そのことを、学校として存続させるのか、あるいは学校としては廃校するけれども、別の新たな施設をそこにに入れて利用するのか、その利用の方法については、やはり平群町民の意見を広く全域から、私は聴取すべきだと思います。

その立場から、この2,300筆の署名というのは、非常に重いものだと思います。いままでのこの流れを、改めて私は反すうをしてみました。南小学校を廃校にするなという御主張の中にですね、大きな間違いがあるのではないかというふうに、私は思ったんですが、御主張の中で、地域社会のことは地域住民で決めるというのが住民自治の原則ですというふうに書かれています。あるいはまた、いま提案されているアクションプランが最良の教育環境を提供するものであるという主張を教育委員会がしているというふうに書かれているわけですね。このあたりは、やっぱり事実誤認が相当程度あると思います。

だから、最良の教育環境ではなくてよりよい教育環境を、これから教育委員会としても私たち議員としても模索をして、子どもたちに残してあげたいという、そういう立場でものを言っていることを、まず理解していただきたい。

それから、地域社会というのは、これは国に対する地方自治体あるいは県に対する市町村という意味での地域社会でありまして、ですから、県が何かをなさいと平群町に言ってくるても、それが平群町になじむかなじまんかは、平群町で決めるんですと、そういう意味の住民自治であり、地域社会であります。

ですから、正確にはちょっと忘れましたが、7町合併の問題が出たときに、これは住民投票になりました。協議会は、住民発議での合併協議会を立ち上げられたわけですが、最終的にはその地域社会のことは地域住民が決めるという大原則のもとで住民投票が行われ、平群町では合併に賛成が多数を占めたわけですが、他町では逆の結果が出たために、合併には至りませんでした。住民自治の原則というのは、まさにそういうことでありまして、1小学校区の方たちがその小学校区を残せと言っていることが、住民自治であるということは、これは認識の大きな間違いでありますので、そのことを指摘をしておきたいと思います。

それから、御主張が、小学校の再編成を早急に進めてほしいという主張は首尾一貫してですね、アクションプランにのっとなって平成26年4月には新たな小学校を開校してほしいという内容であります。もちろん西、東、南小学校3校はそれぞれ廃校となって、町長提案のように東小学校のリニューアルという形で新しい小学校を進めてほしいという内容で、これは非常に論点が明確であって、私たちも素直にその論点を支持し、紹介議員になったわけでありましてけれども、南小学校を廃校にするなという御主張は、主張がころころ変わってるんですね。最初は、小学校再編成に反対するものではないということ、まずおっしゃってたんですが、その次には、2校で再編成することは時期尚早であるというふうに御主張が変わっているわけです。その次には、アクションプランを一部修正することも視野に入れながら、住民と対話をしてほしいというふうに、また主張が変わっているわけですね。

それから、その後ですね、通学の保障ですわ。南小の小学生が、再編成されたときに電車通学するのか、バス通学にするのか、明らかにされていないのに、何でその案に賛成できるのですかというふうな主張を、今度はされているわけですね。だから、その南小学校を廃校にするなという主張の、その本旨がわからない、見えてこないんですよ。なぜ、この方たちがそういう主張をされるのか。しかも時期尚早という議論になればですね、じゃ、いつの時期になれば南小学校を廃校にしてもいいと考えておられるのかということ、私は問いたんですが、もうその問える機会がないのでね、畠さん、もし聞いておられたら、個人的に私のほうにでもお返事をいただければよいかなと思います。

ですから、この主張の中には首尾一貫性がなくて、何を指しておられるのかわからない。6月に議会に提出をされました請願書の中身は、再編成に伴って地元地域から小学校がなくなれば、急速な過疎化は避けられず、ますます少子化が進みますと、またこれ、違う論点で今度請願書を出してきておられるんですね。

ですから、私たち議会人は、その御主張は御主張として受け入れつつも、しかしながら、平群町全体としてどうすることが平群町の子どもたちにとってよりよいかという観点で、やはり物事を考えていかなければならないと思いますし、そういう意味で、戎井議員がおっしゃった単学級のよさも残せるものなら残しつつ移行していくべきだと思う。南小学校の方たちも、いまの南小学校の教育環境が非常によいというのであれば、将来的に再編成がされても、そのよさをどういう形で新しい、新たな小学校の中で生かしていくか、残していくか、そういうことをやっぱり前向きに建設的に、私は主張すべきだと思います。

そういう観点から、やはり今回の請願は採択すべきものだと思いますし、最

後にもう一言言わせていただければ、この間、県会議員の宮本次郎さん、御自分のピラですね、この早期実現を求める会の運動に対してやゆするような、あるいは非常に批判がましいような記事をお書きになっています。一つは、単学級は子どもをだめにするは本当かというタイトルを持って、文章をお書きになっています。これは、誤解を解くためにも言っておきますが、署名を集められた方たちは、単学級は子どもをだめにするということは、一言も言っていません。そういう観点から署名を始められたものではないということは、私も御本人と、御本人とというか、署名を集められた方々とお話をして確認をしておりますので、これははっきりと否定をしておきます。

それから、もう1点は、南小の保護者が反対したから統廃合が進まず、東小や北小の老朽化も修繕されないなどと、学校間の対立をあおりますというふうに書かれています。これも、このような主張は、署名を集めておられる方はどなたもなさっておりません。ひとえに、子どもたちの教育環境のことを考えて、暑い中署名を集められた方々に対する、これはその活動を冒瀆するような発言であります。どこかで聞いておられたら、必ずこれについては謝罪と訂正をしていただきたいということもつけ加えさせていただいて、請願については賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

議長

ほか、ございませんか。ございませんか。馬本君。

12番

るるいろいろ、私も文教厚生委員会の委員でございまして、この間、委員会でいろいろ議論させていただきまして、お話もさせていただきました。この間、非常に残念なことは、南、南小学校、南、南小学校、出るばかりでございます。果たして、私は西小学校出身の、ここにおいでになる議長も西小学校出身者でございます。西小学校の話、いやもう全然ちゅうほど出ないわけでございます。それは、一つの私の個人的な見解として、非常に残念と言わざるを得ないと思います。私は西小学校の出身でありながら、このアクションプランについては賛成の請願の紹介議員にもさせていただいています。

もう、るる、文教厚生委員会でお話をさせていただきましたんで、簡単明瞭に私の賛成討論をさせていただきます。

あのね、子どもたちの教育環境というのは、二つあると思う。ソフト面、そしてハード面を考えなければならない。いま、今回一般質問の中で、ある議員からクーラーを設置してはどうやという御提案がございました。いま、奈良県の普通教室で3%に満たない、普通教室にクーラーの設置が、オールシーズン

の設備をされているということ聞いております。また、補助金も出るというふうにも聞き及んでおります。いまが、子どもたちの本当にハード面において、この地球温暖化の時代において、東小学校を大規模改修することによることは、いま、子どもたちの将来のハード面についての環境づくりには、僕は大切な時期と思います。

もう1点は、ここにも委員長報告でありましたように、平成23年度におきまして、駅前開発が仮換地指定を打たれるわけでございます。将来、いろんなお話をまたやりましょうと、いろんな議論がございます。私は、もう時間が無いという気持ちで精いっぱいでございます。仮換地指定をされれば、将来再編成で東小学校に増築しようとなれば、果たしてそこにおうちが建っていたら、また御協力を求めなければならないわけでございます。そういうことも兼ねながら、1日も早くこのアクションプランを推進をすべきと思います。

そして、今回、私の一般質問をさせていただきました中に、ALTのお話がありました。いま、るる、ニュースのほうで、日本の企業が外国へ本社をもっていくというふうな刺激的なニュースがありました。非常に残念でございます。その時代がもうここへ来てるわけでございます。私は、いま、助手としてALTの先生がおいでになります。早く再編成を2校にさせていただいて、小学校に講師として外国の先生を、私は配置すべき、そのことによって、小学校の子どもたちがより一層外国語になじみ、そして、将来、グローバルの社会において、将来、大事な言葉を、そこで日常、学校生活で養成されていくつつうことは、非常に私は大事なときに来ていると思います。そういうことも兼ねながら、統廃合について、このアクションプランについては、ALTやなしに講師の先生を2校に配置していただき、そして、いま温暖化になっているこの日本におきまして、この大規模改修をすることによりまして、空調設備を設置していくというふうなことも兼ねながら、それが本当の将来を担っていただく子どもたちのためになる、私は今回のアクションプランであると思います。

そういうことも兼ね、るる、まだまだたくさんあるんでございます。もっとしゃべりたいことは、討論でたくさん言いたいです。けれども、まあこのぐらいにしておきますけども、1日も早く仮換地指定がされれば、大変な事態が起こるといことも、皆さん、御理解していただきまして、このアクションプランについては、請願書については賛成をいたします。

ありがとうございました。

議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、討論を終結します。

これより請願第4号 小学校再編成の早期実現を求める請願書を採決します。  
この採決は、挙手によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択です。

請願第4号 小学校再編成の早期実現を求める請願書を採択することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

議 長

挙手少数です。よって、請願第4号 小学校再編成の早期実現を求める請願書は、不採択とすることに決定しました。

日程第13 発議第11号 原発からの撤退と自然エネルギーへの転換を求める意見書(案)

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

局 長

それでは朗読いたします。

発議第11号

原発からの撤退と自然エネルギーへの転換を求める意見書(案)

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成23年9月16日

提出者 植 田 いずみ

賛成者 山 口 昌 亮

原発からの撤退と自然エネルギーへの転換を求める意見書(案)

福島第一原子力発電所の事故は、原子力発電の危険性を国民の前に事実をもって明らかにしました。

現在の原子力発電の技術は本質的に未完成で、極めて危険なものです。原子力発電は莫大な放射性物質(死の灰)を内部に抱えています。それをどんな事態が起きても閉じ込めておくことや無害化するための完全な科学技術は存在しません。そして、一たび大量の放射性物質が放出されれば、被害は深刻かつ

広範囲で、将来にわたって多大な影響を及ぼします。

そうした原子力発電所が、世界有数の地震・津波国である我が国に、54基も集中立地していることは明らかに異常であり、危険きわまりないことです。

歴代政府が安全神話に固執し、専門家の警告や住民の声を無視して安全対策をとらなかつたことが、どんなに深刻な結果をもたらすかも明瞭となりました。

よって、本町議会は政府に対し、下記のとおり要求します。

日本政府が原発からの撤退を決断し、原発をゼロにする期限を決めたプログラムをつくること。

今後のエネルギー政策を、再生可能な自然エネルギーに転換するよう進めていくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上でございます。

議長

提出者の趣旨説明を求めます。植田君。

5 番

3月11日の、皆様御存じのように、東日本大震災から6カ月が過ぎました。しかし、いまだに福島原発事故は終息に至っていない、これが現状であります。そして、今回のこの事故がこれまでの原子力発電の安全神話、完全に崩壊しました、今回の事故ですね。これまでの原子力発電の安全神話は、完全に崩壊しました。それは、今回の事故でも明らかのように、一たび今回のような事態が起きれば、現在の技術では解決することができない、本質的に未完成の原発技術だということ。また、原発では、原発で出ました放射性物質、核のごみを安全に管理し、無害化する技術も、現在持ち得ていない。にもかかわらず、安全だと偽って、原発を推進してきた国などの責任は大変重大だということです。

原発事故で放射能が漏れれば、空間的にどこまでも広がり、人体や土壌などへの汚染がなくなるまでに途方もない時間を費やします。そして、その影響は地域にコミュニティーをも破壊してしまいます。

そのような危険な原発が、地震・津波国である日本に54基もあり、その中でも奈良が一番近い福井は世界一原発集中地帯といわれ、ここ、14基あるそうですが、世界一の原発集中地帯といわれています。また、ここには高速増殖炉もんじゅもあります。このもんじゅは、テスト段階から事故が続いて、2兆円の開発費をつぎこみながら、1ワットの電気も発電せず、1日5,500万円の年間にして500億円の維持費がかかっていると言われていています。

いま、世界では、危険な原発から安全な自然エネルギーへの転換を進めてい



っています。日本でも、今回の福島事故から学ぶことがあるとしたら、期限を決めて原発からの撤退と自然エネルギー、再生可能エネルギーへの本格的な導入にエネルギー政策を抜本的に転換することだと、私は考えています。

一部に、原発の代替エネルギーがあるのかとの意見も聞かれますが、環境省は、日本の自然エネルギーの可能性、資源量を54基の原発の発電量の40倍にもあたると、調査もされています。

また、日本は地熱発電を初め自然エネルギーの技術は、世界でもトップレベルと言われていています。この技術を、日本のエネルギー政策に生かして、安全で環境に優しい社会を子どもたちに残すことは、私たち大人の責任でもあります。

原発撤退、自然エネルギーへの転換を求める意見書あるいは決議が、現在300を超えると言われていています。この奈良県でも、県議会を初め、幾つかの議会で採択をされています。平群町でもぜひ意見書を採択していただきますよう、御賛同よろしくお願いいたします。

以上です。

議長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。戎井君。

2番

本意見書に反対の立場で討論します。

誤解のないように最初に申し上げますが、私も原発が安全だなどと考えているわけじゃ決してありません。まして、原発の事故について、深刻な事態であって、速やかな解決が求められること、これに異論はありません。こんなに遅れているのはだれのせいかと言いたいわけです。

原子力発電は、できれば存在しないほうがいい、それはそうだと思います。でも、なければ、我が国に必要なエネルギーをどうするのかという大変困った、難しい存在だと思っています。

私は、このことは自前の軍事力を持つか持たんかということとよく似たことだと思ってます。戦争を前提にする軍隊というのは、ないにこしたことはありません。でも、なければないで、外交交渉が成り立たんことは、ここ昨今たくさん例があります。北方領土、竹島、尖閣諸島、これらについて同盟国アメリ

カが何かしてくれましたか。実効支配しているロシアと交渉のテーブルにも着いていません。韓国は、いまにも対馬も自国の領土だと言いかねません。自前の軍事力の背景なしでは、交渉すらできない現実の前で、それでも非武装中立と言いますか。

原発からの撤退、これを主張するだけで、いま先ほど申し上げたように、我が国に必要なエネルギー、これが供給できるんでしょうか。原発をゼロにするプログラムを期限を決めてなどという、こんなはないものねだりもいいところです。

再生可能な自然エネルギーだけで必要なエネルギーを賄うなどということは、原発は安全と喧伝すること同様、根拠に乏しい期待に過ぎず、責任を伴わない言いつ放しに終わること必定です。

外出するときには、当然のように電車を利用し、家庭ではテレビ、冷蔵庫、エアコンと、昨今は若干の節電はしたんでしょうけど、基本的には使い放題に電気を使っておきながら、供給する側にだけ無理難題を要求する。これは、現実を直視すれば、どう考えても無理だと言わねばならないことを、しかし、理論上は可能性を否定できない、そういうことを理由にしゃにむに実現しろとのないものねだりに似た主張と言わねばなりません。

国難とも言える異常事態に乗じて、耳ざわりのいい、しかし、実現性の極めて乏しい思いつきに追随するがごとき意見書には反対します。

以上です。

議長

森田君。

4番

原発からの撤退と自然エネルギーへの転換を求める意見書に賛成の立場で討論いたします。

日本は唯一の被爆国であり、3月11日の東日本大震災による津波で、東京電力福島第一発電所が想定外の事故によりおびただしい放射能物質を放出することにより、福島県民だけでなく、日本いや世界中から注目されております。アメリカ合衆国のスリーマイル島の原発事故、ウクライナ共和国のチェルノブイリ原発事故の反省も生かされないまま、原発の安全神話はこれで崩壊したことになります。

また、原発から発生する放射能性廃棄物の処理方法も、いまだ確立しておりません。危険性を多くはらんでいる原発から自然エネルギー、再生エネルギーの転換には、世界中の国々がかじを切っております。いま生きている私たちは、自然エネルギーからの転換は、将来への私たちの責務であります。資源の乏し

い日本にとって、原子力発電は魅力のあるものでありますが、太陽光発電、風力発電、地熱発電など自然エネルギーの転換には、コスト、電気の質、多くの困難が伴うと思いますが、過去に自動車の排ガス規制、公害規制をクリアした日本の技術力であれば、官学民が総力を挙げて取り組めば不可能ではないと、私は思います。

国民も政府に原発から自然エネルギーへの転換を求めるだけでなく、国民も豊かな暮らしを享受してきたものですが、これからは節電に努め、多少の不自由さの生活に協力しなければなりません。私も25年ほど前、太陽光発電に取り組んでいる方から、太陽光発電は変換効率、コストの面、太陽光発電パネルは半導体でございますので、シリコンの入手、耐用年数、そして電気の質、すなわち電圧、周波数が安定しないという問題が抱えているというふうにお聞きしておりました。それが、大幅に改善されたというふう聞いております。

また、最近では深海に眠るメタンハイドレートというエネルギーがまだ採取方法が確立していないというふう聞いておりますが、これはものすごく有望であるというふう聞いております。

何にしましても、原発から自然エネルギーへの転換を求めることが、我々としても必要不可欠との観点で、本意見書に賛成いたします。

議長

窪君。

8番

原発からの撤退と自然エネルギーへの転換を求める意見書には、意見を付して反対の立場で討論させていただきます。

3月11日、東日本大震災から6カ月が過ぎました。改めて全国の大震災でお亡くなりになられた方々や御遺族の方々に、心より哀悼の意を表しますとともに、被災された方、不自由な生活、避難生活を余儀なくされておられる多くの方々に、心よりお見舞いを申し上げます。

また、東京電力福島第一原発の事故により甚大な被害を受け、避難されている方々に、心よりお見舞い申し上げます。また、日夜、復旧、復興に取り組んでくださっている多くの関係者の皆様の御尽力にも深い感謝と敬意を表します。

さて、今回の原発事故を通し、安全なエネルギー社会の構築に全力で取り組み、原発の依存をなくしていく脱原発と自然エネルギーの開発は、最重要であります。原子力発電については、まず安全確保と地域住民を初め国民の納得が大前提であるということ言うまでもありませんが、風力や太陽光などの再生可能エネルギーと、クリーンエネルギーである水素を有効活用する社会が実現するまでの過渡的なつなぎエネルギーとして補われ、また、日本はエネルギー

の80%以上を海外に依存しており、そのうちの半部を占める石油は99%輸入に頼っており、国際情勢などに左右されず、エネルギーの安定供給という観点からや低炭素社会の実現という観点から認められてまいりました。

しかし、今回の原発事故災害により、エネルギーの供給構造やこれまでの体制等を抜本的に見直しをされなければなりません。一方、すべての原子力発電を即刻停止することや、定期点検中の原発も含めてすべてを停止した場合、約30%もの電力を供給できなくなるという現実もあり、特に企業や医療関係等々に大きなリスクが伴うことも十分理解しなければなりません。

また、日本がエネルギー確保等のために、資源なき国ができるだけ国民の負担を少なく、そして石油等の資源が枯渇しても安定的なエネルギーを確保するために推進してきた政策が原子力ということは否めません。

ゆえに、脱原発に関しては、穏やかな脱原発しか道は残っていないと考えます。この穏やかな脱原発のために、具体的には福島原発事故の徹底分析、検証と最新の科学的知見を踏まえ、新たに安全基準を高度化する。その基準を満たさないもの、既に経年しているものから廃炉作業に入り、原則としてももちろん増設は行わない方向で進めるということであります。

ただ、原発立地地域の雇用や経済、税収にも大きな影響を及ぼすことや日本の経済の空洞化を懸念する声もある中で、さまざまな課題を踏まえた上で、再生可能エネルギーの導入促進を図り、段階的に原子力への依存を減らしていく方向が必要ではないかと考えます。

以上の観点から、原発からの撤退と自然エネルギーへの転換を求める意見書には、賛同をいたしかねます。

以上で反対討論とさせていただきます。

議長

山口君。

6番

原発問題については、日本にですね、アメリカから持ち込まれる当初から、もともと日本の原子力発電所というのは、アメリカの原子力潜水艦を転用してつくられたものです。今度の福島の事故でも、地震の少ないアメリカが地下にさまざまな重要な機械を置いたということで、日本では地震が多いにもかかわらずですね、アメリカのものをそのまま利用したということも非常に大きな災害になったというのはあります。

ただ、意見書にもありましたし、また趣旨説明でもありましたけれども、基本的にいまの人類の科学の到達で原子力発電、原子力を制御できないという。制御できないものが、いまもう既にすごくたくさんできてるんですね。日本の

原子力発電所54基で、広島型原発が1日に3発分ぐらいできる、こういう報告もあります。そんなものがどんどんどん積み重なっていった。ほんで、先日、一部ニュースで流れたのは、アメリカと日本の原子力発電所で出た放射能物質をですね、モンゴルの地下深くに埋めるといような話、よその国にそういうものを埋めるといようなニュースまで流れましたけれども、いずれにしても、いますぐとめたとしても、いまこれまでにつくられた原子力のですね、ごみがですね、その処理もできないといような状況です。

そういう点から考えても、いますぐといことではありませんけれども、我が国の電力供給の、いま原子力が20%ぐらいを賄っているわけですけれども、今回の夏の節電でも、原子力発電所がたくさんとまった中で、何とか国民のですね、理解もあって持ちこたえられたわけですから、これから自然エネルギーのほうにしっかりと変えていけば、十分やっていけると思う。

先日、学習会でデンマークの話のいろいろお聞きしました。もうデンマークは初めっからですね、もちろん原発には頼ってませんし、自然エネルギーを相当部分されてるんですね。ドイツでも、今度の福島原発事故を受けて、一切原子力から撤退していく。自然エネルギーに変えていく。これはもう世界の流れなんですね。早いか遅いかは別にして、この意見書にありますように、やっぱり期限を切らないといつまでもずるずるいきますから、自然エネルギーのほうにしっかりと、いま原子力に使っている2兆円、3兆円の金をですね、国費をそちらのほうに持っていけば、日本の技術を持ってすれば、そんなに時間がかからずに自然エネルギーのほうに転換できる。そういう意味では、地方からですね、国のほうにしっかりとこういう意見を上げていく。そのことが、広島や長崎そしてピキニ、さらに今回は福島という、こういう被曝者をつくらないためにもですね、この意見書はぜひ採択して、国の政府関係機関にですね、送付をすることが重要だと考えます。以上、そういう意味からも賛成いたします。

議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方、挙手願います。

## 賛成者挙手

議 長

はい、挙手多数であります。よって、本案については、原案どおり可決し、関係行政庁へ送付することに決しました。

日程第14 委員会の閉会中の継続調査の件  
を議題といたします。

議会運営委員長より会議規則第75条の規定によってお手元に配付いたしました閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のどおり閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のどおり閉会中の継続調査することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たり、ごあいさつをお願いします。はい、町長。

町 長

議員各位におかれましては、本議会中、熱心な議論をいただき、上程いたしました17件の案件につきまして、すべて可決認定いただきまして、ありがとうございます。

さて、今議会で7年ぶりに黒字決算の認定をいただいたところですが、改めて全町民の皆様から心から感謝申し上げる次第でございます。同時に、議員各位の御理解と御協力、職員の頑張りや協力にも感謝したいと思います。

ただ、この間、一部で黒字決算の要因が国の財政支援によるということが強調され過ぎるなど、町民に誤解を与えかねない発言や一部ミニコミ紙報道などもあります。確かに、地方交付税は平成19年度を底に、ここ3年間増額されてきたことは事実で、その意味では国の財政支援が財政健全化に寄与したことは間違いのないことではあります。そのことよりも全町挙げて取り組んできた行財政改革や固定資産税の増額といった住民の協力が最も大きな要因であり、まずはそのことを最優先に掲げて、全町民に感謝すべきだと考えます。

国の財政支援を言うのであれば、平成19年度以前の過去の地方交付税が、現在の地方交付税とは比較にならない莫大な金額が交付されていたことに言及しなければなりません。それでいて、なぜ赤字財政に陥ったのかということが、逆に問われることとなります。そのことは、本町と同じ状況にあったほかの町が、この間時代の流れに適切に対応して健全財政を維持してきたことから指摘されてしかるべきことでもあります。

国の支援を言う前に、ここは全町民に感謝を申し上げながら、同時に喜びをみんなで分かち合いたいものでございます。

さて、小学校再編成は、議会や一部保護者の御理解に至らず、事務作業がたん中断状態にあることは、まことに遺憾なことであります。しかし、小学校の再編成は、あくまで子どもたちの教育環境を改善し、未来ある子どもたちの成長を全町挙げて支えていこうということにあります。ここは、しばらく熟考する期間も置くべきだと申し上げておきたいと思っております。そうではあります、南小学校や西小学校の現状をこのまま放置してよいわけがございません。当然、アクションプランの4校を2校に再編するという基本の考えは堅持し、その実現に最善を尽くしてまいりたい。そのことだけは、ここで明言しておきます。

しかし、現在のこの状況をかながみれば、南小学校についてはもう少し時間をかけてみんなで考えていかなければならないのではないのでしょうか。ただ、今議会において、2,300名にも及ぶ署名が提出されたことは、私としましては、大変重く受けとめていかなければならないと考えているところでございます。いずれにいたしましても、再編成を実現させるには、できるだけ多くの方が再編してよかったと認めていただけることが大切であります。そのことが、平群町の子どもたちの教育環境の向上、町民全体で学校を支え、町民全体で子どもたちの成長を支えていく力につながっていくものと確信するところでございます。

皆々様の冷静な対応と、より一層の御支援を心からお願い申し上げます。

ありがとうございます。

議長

これをもって平成23年平群町議会第5回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 4時24分)